

# 学校関係者評価委員会規程

2020年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本校は、より実践的な看護・介護福祉教育の質を確保するため、教育活動の参観や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。

(委員の委嘱等)

第3条 委員会を構成する委員は、次に掲げる者のうちから4名を選出し、校長が委嘱する。

- (1) 卒業生
- (2) 保護者
- (3) その他教育に関する有識者

(役割)

第4条 委員会は、教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえ、評価を行い、その結果を校長に報告する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は校長、副委員長は副校長とする。

3 委員長は、委員会を招集し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第1号から第6号の委員に事故があるときは、代理の者が出席できることがある。

2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報などの内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則 (一)

1. この規程は、2020年4月1日より施行する。